

2026 年 8 月 10 日

(電子提供措置の開始日 2026 年 8 月 6 日)

株 主 各 位

東京都品川区東品川四丁目 10 番 13 号

G T ホールディングス株式会社

代表取締役会長兼 C E O 牟田 成

第 6 期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第 6 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第 6 期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://gt-hd.co.jp/>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026 年 8 月 27 日（木曜日）午後 6 時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2026 年 8 月 28 日（金曜日）午前 11 時（受付開始午前 10 時 45 分） |
| 2. 場 所 | 東京都品川区西五反田七丁目 22 番 17 号 T O C ビル 13 階 131 号 |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 第 6 期(2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日まで)事業報告内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 第 1 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 監査等委員である取締役 1 名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使いただくことができます。この場合、株主様ご本人の署名または記名押印のある委任状を当日会場受付にご提出ください。

なお、株主様ご本人がご出席される場合には、代理人の方はご出席いただけません。

◎当日ご本人が出席された場合は、書面による議決権行使は無効といたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

事業報告

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、物価上昇による景気下押し要因はあったものの、所得環境改善を背景とした個人消費の回復や訪日外国人の増加など利便性や機能性、商品クオリティの強化を目指し運営してまいりました。

しかしながら、米国の関税政策の動向、世界的な資源・エネルギーおよび原材料価格の高騰、金利上昇ならびに物価上昇等による国内景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

ブランドリユース業界においては、円安の進行によるインバウンド需要が一層高まり、訪日外国客数は2025年6月から2025年12月にかけていずれも単月として過去最高を更新しました。また、物価上昇の環境下においてコストパフォーマンス重視の選択肢としてリユース品を選ぶ消費行動が重要視されたことやリユース意識の浸透が影響し、市場全体は拡大基調を維持しました。

当社グループは「確かなものを いつまでも 価値あるものに」という経営理念を掲げ、世の中のニーズに対応し、価値ある商品を提供し続けることで、持続可能な社会の実現を目指してまいりました。

このような状況のもと、販売については、インバウンド需要を含めお客様からのニーズに応えるべく、販売店舗における商品の拡充や店舗スタッフの配置見直し、またG Tオークションにおいては、お客様にとって利用しやすいオークションを目指し、利便性や機能性、商品クオリティの強化を目指し運営してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は49,187,950千円(前年同期比26.3%増)となり、営業利益2,028,228千円(前年同期比56.9%増)、経常利益1,741,049千円(前年同期比59.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,218,288千円(前年同期比70.5%増)となりました。

なお、当社グループは、「ブランドリユース事業」の単一セグメントとしております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は62,241千円で、主にグローバルトレード㈱や㈱宝美堂において店舗改修に伴う設備投資及び備品購入となります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入実行残高は11,200,000千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の㈱宝美堂と㈱G o o d W a yは、2025年12月1日を効力発生日として、㈱宝美堂を存続会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第3期 (2023年5月期)	第4期 (2024年5月期)	第5期 (2025年5月期)	第6期 (当連結会計年度) (2026年5月期)
売上高（千円）	—	—	38,917,108	49,187,950
親会社株主に帰属する 当期純利益（千円）	—	—	714,335	1,218,288
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	153.98	262.61
総資産（千円）	—	—	20,080,827	21,331,420
純資産（千円）	—	—	3,935,380	5,156,716
1株当たり純資産 (円)	—	—	847.19	1,110.45

(注) 1. 当社では、第5期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第3期 (2023年5月期)	第4期 (2024年5月期)	第5期 (2025年5月期)	第6期 (当事業年度) (2026年5月期)
売上高（千円）	324,000	558,531	639,144	787,259
当期純利益（千円）	35,484	41,703	11,402	35,960
1株当たり当期純利益 (円)	7.63	8.99	2.46	7.75
総資産（千円）	8,610,799	11,173,335	13,815,445	14,074,046
純資産（千円）	1,177,969	1,219,672	1,231,074	1,267,034
1株当たり純資産 (円)	252.82	261.80	264.26	272.01

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
グローバルトレード(株)	10,000千円	100.0%	ブランドリユース事業
(株)宝美堂	35,000千円	100.0%	ブランドリユース事業
(株)エイト	9,990千円	100.0%	ブランドリユース事業
エクシードG T(株)	10,000千円	100.0%	ブランドリユース事業

(4) 対処すべき課題

① M&A及びグループ経営管理体制の強化

当社グループは、永続的な成長を実現するために、企業買収の検討を行っております。当社グループが属する業界では、業界再編が活発に行われており、本業の不振、後継者不足から事業を手放す場合があると考えております。このような企業に対し、当社グループの強みを発揮しその価値を高めることができるケースが存在することから、当社グループは優良なM&Aの案件があった場合、収益性を慎重に検討した上で、M&Aを実施してまいります。また、更なる企業価値を目指すためにも、グループ経営管理体制の強化やコーポレート・ガバナンスの強化は必須のものとして取り組んでまいります。

② 財務基盤の強化

当社グループが属する業界では、現金決済が原則であるため、その資金は金融機関からの借入れで行っております。今後もブランド品の買取仕入れに伴う運転資金が必要となり、当社グループにおける有利子負債の依存度は高水準で推移する可能性があります。そのため、財務基盤の強化を経営上の課題と認識しております。その対策として、2024年3月には、大手金融機関を対象に115億円のシンジケートローンを組成し、財務基盤の強化に取り組んでおります。

③ オークション事業の強化

ブランド品オークションである「G Tオークション」は、2021年7月にスタートし、現在では国内有数の取扱高を誇るオークションへ成長してまいりました。当オークションの成長が当社グループの今後の事業基盤の拡充に不可欠であり、今後も出来高の増加に積極的に取り組んでまいります。

④ 人材確保・育成

事業の安定化及び拡大を図るためには、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが重要であると認識しております。中でも当社グループが取り扱うブランド品の買取仕入れについては、店舗査定スタッフのほか、事業者をメインに買取仕入れを行うバイヤーが必要不可欠で、各店舗への商品陳列や集客、当社グループ全体の収益確保はバイヤーの能力に依る要素が大きいと考えられ、バイヤーへの権限委譲や育成を進めるとともに、定着率向上に向けた各種施策を講じております。

(5) 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

当社グループの事業セグメントは「ブランドリユース事業」のみであります。同セグメントは、ブランド品買取・販売事業、オークション運営事業、質屋事業、時計修理事業から構成されております。

事業区分	事業内容と特徴
ブランド品買取・販売事業	買取・販売店舗の運営 楽天市場、ヤフー等の通信販売のサイト運営 当社グループ開催及び他社開催のオークションによる販売
オークション運営事業	オークションのサイト運営
質屋事業	質屋の店舗運営
時計修理事業	時計修理のサイト運営

(6) 主要な営業所及び工場（2026年5月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本社	東京都品川区
事務所	東京都品川区

② 重要な子会社の主要な営業所

グローバルトレード(株)	本社（東京都品川区）他5店舗
(株)宝美堂	本社（大阪府中央区）他5店舗
エクシードG T(株)	本社（横浜市港北区）他2店舗
(株)エイト	本社（東京都渋谷区）他3店舗

(7) 使用人の状況（2026年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
334(51)名	28名増（4名増）

- （注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．当社グループは、ブランドリユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10(2)名	3名増(1名増)	45.5歳	1.8年

- （注） 1．従業員数は就業人員（執行役員及び当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先（2026年5月31日現在）

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	5,973,742千円
(株)三井住友銀行	1,659,000
(株)三菱UFJ銀行	1,500,000
(株)りそな銀行	1,432,772
(株)静岡銀行	1,413,832
(株)日本政策金融公庫	1,011,815
(株)関西みらい銀行	550,000
(株)商工組合中央金庫	304,778
(株)きらぼし銀行	219,909
朝日信用金庫	156,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2026年3月12日開催の臨時株主総会において、経営管理体制及び内部統制の更なる強化を目的として、TOKYO PRO Market の上場廃止を決議し、同年4月10日付で同市場の上場を廃止いたしました。現在は、ガバナンス体制及び内部統制の整備・強化に継続して取り組んでおります。

2. 会社の現況

(1)株式の状況（2026年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 18,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,639,200株（自己株式20,000株を除く）
- ③ 株主数 17名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
牟田 成	3,421,000株	73.7%
前田 剛志	885,000株	19.1%
濱田 沙希美	79,600株	1.7%
野中 大典	45,600株	1.0%
渡邊 智浩	36,000株	0.8%
金澤 俊雄	20,000株	0.4%
小松 裕輔	20,000株	0.4%
小林 弘幸	20,000株	0.4%
向後 雄章	20,000株	0.4%
小川 晃	20,000株	0.4%
鈴木 大輔	20,000株	0.4%

（注） 1. 当社は、自己株式を20,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第1回新株予約権
発行決議日			2022年12月17日
新株予約権の数			700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 140,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額			5,110,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 320,000円 (1株当たり 1,600円)
権利行使期間			2022年12月26日から 2032年12月31日まで
行使の条件			(注) 1
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 165 個 目的となる株式数 33,000 株 保有者数 1 名
		社外取締役	新株予約権の数 1 個 目的となる株式数 1 株 保有者数 1 名
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 59 個 目的となる株式数 11,800 株 保有者数 1 名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。ただし、別途取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権発行要領」で定める条件による。
2. 2022年12月28日付で行った1株を200株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況（2026年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	牟田 成	(株)Vacation Tech 取締役 (株)ティー・ワイ・アール 代表取締役
取締役社長執行役員兼COO	前田 剛志	エクシードGT(株) 代表取締役 T & S パートナース(株) 代表取締役
取締役CFO	矢野 義雄	—
取締役（常勤監査等委員）	石橋 拓也	—
取締役（監査等委員）	西村 由美子	弁護士法人飯田綜合法律事務所
取締役（監査等委員）	久保 文子	久保文子公認会計士事務所 所長 税理士法人ブレイス 社員税理士 清流監査法人 代表社員
取締役（監査等委員）	外山 照久	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー A&S監査法人社員 パートナー 医療法人社団嬉泉会 監事 (株)かんざし 社外監査役 (株)オズビジョン社外監査役 (株)Fast Beauty 社外監査役 (株)TBM 社外監査役 学校法人至誠義塾 監事

- (注) 1. 西村由美子（戸籍上の氏名は、赤塚由美子）氏、久保文子氏及び外山照久氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 石橋拓也氏は、当社が属する業界における長年の経験及び経営に関する相当程度の知見を有しており、常勤の監査等委員として、取締役会への出席に加え、重要会議への出席や日常的な情報収集等を通じて監査の実効性の確保に努めております
4. 西村由美子氏は、弁護士としての長年の経験により、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 久保文子氏は、公認会計士及び税理士としての長年の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 外山照久氏は、公認会計士及び弁護士としての長年の経験により、財務、会計及び企業法務に関する高度な専門性を有するとともに、複数の企業における社外監査役・監事としての実務経験を有しております。
7. 2025年8月28日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役安部有司氏は任期満了により、退任いたしました。
8. 石橋拓也氏は、2025年11月28日開催の臨時株主総会において、監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
9. 2026年3月12日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役前田剛志氏は解任され、退任いたしました。なお、当該取締役の地位及び担当は退任時のものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の定款に基づき、法令が規定する額の範囲内としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は子会社を含む全ての取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）について填補することとしております。

(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2023年8月8日の取締役会において、報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は以下のとおりです。

また、当社は、2025年10月16日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。当委員会は、代表取締役1名及び社外取締役（監査等委員）2名で構成されております。取締役会の諮問に応じ、取締役候補者の選任及び解任、代表取締役及び役付取締役の選任及び解任、後継者計画並びに取締役及び執行役員等の報酬等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行うことにより、取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任の強化を図っております。当事業年度においては2回開催し、取締役の指名及び報酬等に関する事項について審議を行いました。

①基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は基本報酬のみとし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に際しては、職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

②基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月均等に支給する。その額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬のみとする。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬のみとする。

⑤取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、代表取締役会長兼CEO 牟田 成氏が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責を踏まえ基本報酬の額を決定することであり、同氏に委任した理由は、当社及び当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を決定するには代表取締役会長兼CEOが適任であると判断したためであります。

⑥当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、個人別の上記報酬等の決定手続きについては、各報酬の決定方針に従い、取締役会にて個別決定しておりますことから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	114,416 (一)	114,416 (一)	— (一)	— (一)	3 (一)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	19,809 (8,460)	19,809 (8,460)	— (一)	— (一)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	134,225 (8,460)	134,225 (8,460)	— (一)	— (一)	8 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2023年8月30日開催の定時株主総会において、年額10億円以内と定めております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
2. 監査等委員の報酬限度額は、2023年8月30日開催の定時株主総会において、年額5千万円以内と定めております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員数は3名 (うち社外取締役2名。) です。
3. 取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役会長兼CEO牟田成氏が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の職責を踏まえ基本報酬の額を決定することであり、同氏に委任した理由は、当社及び当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の報酬等の額を決定するには代表取締役会長兼CEOが適任であると判断したためであります。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役西村由美子氏が兼職する、飯田綜合法律事務所と当社との間で顧問契約を締結しておりますが、当社顧問料は僅少であります。

社外取締役久保文子氏が兼職する他の法人等と当社との間に、取引等の特段の関係はありません。

社外取締役外山照久氏が兼職する渥美坂井法律事務所・外国法共同事業と当社との間には、法律事務に関する委任契約があります。その他、同氏が兼職する法人等と当社との間に、取引等の特段の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
社外取締役 (監査等委員) 西村 由美子	当事業年度に開催された取締役会11回のうち全てに出席し、監査等委員会16回のうち全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的知見及び経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜必要な発言を行っております。 また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会2回の全てに出席し、取締役の指名及び報酬等に関する事項について審議を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 久保 文子	当事業年度に開催された取締役会11回のうち全てに出席し、監査等委員会16回のうち全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的知見及び経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、財務及び会計並びに内部統制に関する事項について、適宜必要な発言を行っております。 また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会2回の全てに出席し、取締役の指名及び報酬等に関する事項について審議を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 外山 照久	当事業年度に開催された取締役会11回のうち、2025年8月28日の就任後に開催された9回の全てに出席し、監査等委員会16回のうち、就任後に開催された13回中12回に出席いたしました。 公認会計士及び弁護士としての専門的知見及び豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、財務及び会計、コンプライアンス体制並びに内部統制に関する事項について、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東光有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社グループの経営に係る重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り毎月1回以上開催する「取締役会」において行う。
 - ② コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け「リスク・コンプライアンス管理規程」を定める。管理部は、当社グループのコンプライアンス体制を統括し、当社グループの従業員に対する教育や啓蒙活動を推進する。
 - ③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事案の社内報告制度として、「内部通報規程」を定め、管理部、監査等委員会、顧問弁護士を窓口とする。
 - ④ 内部監査担当者は、内部監査に係る諸規程に従い、当社グループに対する内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査責任者が代表取締役会長兼CEOへ監査の結果を報告する。
 - ⑤ リスク管理、コンプライアンス、危機管理体制その他内部統制に必要な制度は、当社グループ全体を対象とするものとする。当社は業務運営全般を統括するとともに、子会社の自律性を尊重しつつ、内部統制システムの整備、運用を支援し、各社の状況に応じてその管理にあたる。
 - ⑥ 内部監査担当者は、当社グループに対する監査を計画的、かつ網羅的に実施する。グループの事務規律の状況を把握し、必要に応じて改善する。
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報につき、「文書管理規程」その他当社グループ全体に適用される社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループのリスク管理に関しては、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、リスク管理担当役員を取締役CFOとすると同時に、リスク・コンプライアンス委員会を設置しリスク管理を効果的かつ効率的に実施する。リスク・コンプライアンス委員会の議事内容は、適宜取締役会に報告するものとする。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、当社グループ全体の事業戦略の企画・立案、経営資源の最適配分及び戦略の進捗管理を行う。また、当社は当社グループ全体の事業価値の向上を図るため、子会社に対して必要かつ適切な経営指導、管理等の提供を行う。
 - ② 迅速で効率性の高い組織運営の実現を目指し、適宜、子会社への権限移譲を進めるとともに子会社役員及び部門長等のミッションを明確にする。一方で、当社の「取締役会」による経営状態の監視及び執行状況の監督、監査等委員会による業務監査を通じ、ホールディングス体制の下で執行と監督機能の分離を意識した経営を推進する。
 - ③ 業務執行については「組織規程」、「職務権限規程」等の諸規程に従い、業務の責任者とその責任、各会議で決議可能な範囲を明示することにより統制する。

- (5) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は配置していないが、監査等委員会が求めた場合には、当該取締役及び使用人を任命、配置する。
 - ② 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ③ 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けない。また、当該取締役及び使用人の評価については、監査等委員会の意見を聴取する。
- (6) 当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがある場合、法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会に報告するものとする。
- (7) 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報制度を含め、当社の監査等委員会へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止する。また、その旨を当社グループの役員、従業員に周知徹底する。
- (8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の請求を行ったときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、迅速に対応をする。
- (9) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と必要に応じ相互に情報及び意見交換を行うなど連携を強め、監査の実効性の向上を図る。
- (10) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を子会社を含めて構築する。
 - ② 各社の個別決算書類は当社グループ各社の経理部門が作成し、連結決算書類は当社の管理部が作成する。開示書類については当社グループ各社の経理部門と連携しながら当社の管理部が取りまとめる。会計処理プロセス、見積りや評価の妥当性、開示書類の記載内容の適正性について、監査等委員会、監査法人による監査を実施する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは取引相手方に対し、以下の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- ② 自らの役員（取締役、執行役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、取引を行うものでないこと。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、取引に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。また、「反社会的勢力等排除規程」及び「反社会的勢力等の調査実施要領」に従い、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、反社会的勢力に対して組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(12) 当該体制の運用状況

当社は、取締役会において決議した内部統制システムの基本方針に基づき、業務の適正性の確保及びコンプライアンス体制の整備・運用に努めております。当事業年度における主な運用状況は、以下のとおりであります。

- ① 当事業年度において、取締役会を11回、監査等委員会を16回開催し、法令、定款及び取締役会規程に基づき、重要事項の決定及び業務執行の監督を行いました。
- ② 内部監査担当者は、年間監査計画に基づき当社グループに対する内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員会へ報告するとともに、改善が必要な事項については是正状況を確認いたしました。
- ③ 当事業年度に判明した当社元取締役による不適切な経費支出及びハラスメント事案を受け、外部弁護士による調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、役員経費精算ルールの見直し、役員相互による承認体制の導入、子会社管理部門の独立化、内部監査体制の強化、監査等委員会への定期報告体制の構築及び内部通報制度の再周知等の再発防止策を実施いたしました。
- ④ コンプライアンス意識及びガバナンスの強化を目的として、役員就任時の誓約内容の見直しを実施するとともに、ハラスメント防止に関する教育・研修の実施に向けた体制整備を進めております。
- ⑤ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人及び内部監査担当者との間で適宜情報共有及び意見交換を実施し、監査の実効性の向上に努めました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

（注） 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

[illegible]

連結損益計算書

(自 2025年6月1日)
(至 2026年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		49,187,950
売 上 原 価		41,874,319
売 上 総 利 益		7,313,630
販売費及び一般管理費		5,285,402
営 業 利 益		2,028,228
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,566	
受 取 手 数 料	3,323	
受 取 保 険 金	2,332	
不 動 産 賃 貸 料	30,929	
還 付 加 算 金	1,553	
そ の 他	4,798	49,503
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	283,280	
シンジケートローン手数料	3,750	
不 動 産 賃 貸 費 用	25,517	
そ の 他	24,132	336,681
経 常 利 益		1,741,049
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	19,057	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	630	19,688
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	134	134
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,760,603
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	527,680	
法 人 税 等 調 整 額	14,635	542,315
当 期 純 利 益		1,218,288
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,218,288

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年6月1日)
(至 2026年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包 括利益累計 額		
当期首残高	100,000	3,833,318	3,933,318	△3,047	△3,047	5,110	3,935,380
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益		1,218,288	1,218,288				1,218,288
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				3,047	3,047		3,047
当期変動額合計	—	1,218,288	1,218,288	3,047	3,047	—	1,221,335
当期末残高	100,000	5,051,606	5,151,606	—	—	5,110	5,156,716

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8 社

(すべての子会社を連結の範囲に含めております。)

(2) 連結子会社の名称 グローバルトレード株式会社、株式会社宝美堂、エクシードGT株式会社、株式会社エイト、大阪屋質店株式会社、株式会社ティービーマネジメント、有限会社マルベニ、株式会社GTファイナンス

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社G o o d W a y は、同じく当社の連結子会社である株式会社宝美堂を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は等以外のも の 移動平均法により算定）

市場価格のないもの……主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商 品……個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原 材 料……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

① ブランド品買取・販売

ブランド品買取・販売においては、中古品をメインとしたバッグ・時計・宝石等の買取・販売を行っております。商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点において履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内出荷の場合には商品の出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、商品の出荷時に収益を認識しております。また、取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で算定しております。

② オークション運営

オークション運営においては、中古品をメインとしたバッグ・時計・宝石等を取り扱うオークションを運営しております。収益については、主に出品手数料、落札手数料であります。両手数料は、当社グループが開催するオークションにおいて取引が成立した時点で収益を認識しております。

③ 質屋業

質屋業においては、預かった品物(質物)を担保として金銭を貸し付けるサービスを行っております。品物(質物)の返還時に発生する質料は、金銭の貸付に対する利息の性格を有するものであります。この質料は後払いで入金されますが、質料を支払って契約を継続するか流質させる(質物を放棄し、債務の弁済に充てる)かについては、顧客に選択肢があるため、質料は入金時点で収益を認識しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

のれんの償却方法及び償却期間……のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

4. 表示方法の変更に関する事項

前連結会計年度において、営業外費用その他に含めて表示しておりました「不動産賃貸費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の不動産賃貸費用は10,784千円であります。

5. 会計上の見積りに関する事項

(1) 商品の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

勘定科目	当連結会計年度
商品評価損	210,460
商品の連結貸借対照表計上額	14,661,685

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっておりますが、収益性の低下が認められる商品及び一定期間を超えて滞留する商品を抽出し、一定の評価基準に基づいた簿価切下げ額の見積り計上をしております。

- ・ 期末における正味売却価額が取得原価より下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。

- ・ 流行により価格が大きく変動する商品については、実際に販売できると見込まれる価格を見積って連結貸借対照表価額とする。

商品の評価の見積りにあたっては、その時点での入手可能な情報等の重要な仮定が用いられており、不確実性を伴う会計上の見積りが含まれております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済情勢等の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、商品の簿価の切下げ額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

棚卸資産（商品）	14,694,517千円
その他（投資不動産）	118,080千円
計	14,812,597千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	11,200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	3,639千円
長期借入金	83,462千円
計	11,590,358千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 603,653千円

3. 貸出コミットメント契約

当社及び連結子会社（株式会社宝美堂）において、取引銀行2行と当座貸越契約及び取引銀行9行と貸出コミットメント契約を締結しております。これは、運転資金の効率的な調達を行うことを目的としており、これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	11,200,000千円
借入実行残高	11,200,000千円
差引計	一千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,659,200株
2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び数
普通株式 20,000株
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 140,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入れにより調達しております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてコミットメントライン契約を締結しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスク、賃貸借契約に係る敷金及び保証金は、差入先の信用リスクにそれぞれ晒されております。

営業債権である営業貸付金は、品物（質物）を担保にした貸付金であり、その預り期間は短期間であります。質料を入れることによりその都度貸付期間が延長されるか、質流れにより質物の所有物を得ることになります。そのため、営業貸付金に係る信用リスクは低いと判断しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、割賦未払金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に商品仕入及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後20年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業部門が貸付先・差入先ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関9行とコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 敷金及び保証金	718,210	624,716	△93,494
資産計	718,210	624,716	△93,494
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,495,767	2,468,329	△27,437
(2) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	296,733	289,928	△6,804
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	5,689	5,670	△19
負債計	2,798,190	2,763,928	△34,261

(*)1 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、営業貸付金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*)2 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（千円）

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	4,231

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,723,658	—	—	—
売掛金	845,091	—	—	—
営業貸付金	545,366	—	—	—
敷金及び保証金	37,204	165,739	133,130	382,136
合計	4,151,319	165,739	133,130	382,136

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年 以内 (千円)	2年超3年 以内 (千円)	3年超4年 以内 (千円)	4年超5年 以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	12,558,280	—	—	—	—	—
長期借入金	833,347	561,362	328,275	251,144	153,827	367,810
リース債務	3,621	1,972	96	—	—	—
未払金・長期未払金	97,128	57,420	56,667	49,926	32,205	3,385
合計	13,492,376	620,755	385,038	301,070	186,033	371,195

(*)1 未払金、長期未払金のうち、割賦未払金の返済予定額について記載しております。

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	624,716	—	624,716
資産計	—	624,716	—	624,716
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	2,468,329	—	2,468,329
長期未払金（1年内返済予定を含む）	—	289,928	—	289,928
リース債務（1年内返済予定を含む）	—	5,670	—	5,670
負債計	—	2,763,928	—	2,763,928

(*1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間を加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金及びリース債務

長期未払金及びリース債務の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社の一部連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のレジデンス（土地を含む。）を有しております。

2026年5月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,411千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下の通りであります。

(千円)

		当連結会計年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	208,217
	期中増減額	△7,045
	期末残高	201,171
期末時価		201,171

(※1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(※2) 期中増減額のうち、減少額は減価償却費（7,045千円）であります。

(※3) 期末の時価は、新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

		当連結会計年度 (自 2025年 6 月 1 日 至 2026年 5 月31日)
ブランドリユース事業		
ブランド品買取・販売		48,481,379
オークション運営		539,490
質屋業		167,079
顧客との契約から生じる収益		49,187,950
その他の収益		—
外部顧客への売上高		49,187,950

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項3. 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,110円45銭
1 株当たり当期純利益	262円61銭

その他の注記

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の合併

当社グループは、2025年12月1日付で当社の連結子会社である(株)宝美堂及び(株)G o o d W a yについて、以下の通り(株)宝美堂を存続会社とする吸収合併を行いました。

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	株式会社宝美堂
事業の内容	ブランドリユース事業
被結合企業の名称	株式会社G o o d W a y
事業の内容	ブランドリユース事業

② 企業結合日

2025年12月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社宝美堂を存続会社、株式会社G o o d W a yを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社宝美堂

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、連結子会社間の組織運営の強化及び業務の合理化・効率化並びに収益の向上を図ることを目的としております。

(2) 合併により取得の対価として交付した株式の種類別の割当比率及びその算定方法並びに交付する株式数

当社の完全子会社間の合併であるため、本合併に係る新株式の交付及び金銭その他の財産の交付はありません。

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行いました。

貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,994,424	流 動 負 債	12,567,962
現 金 及 び 預 金	60,561	短 期 借 入 金	12,233,280
短 期 貸 付 金	12,903,000	1年内返済予定の長期借入金	228,661
売 掛 金	29,431	未 払 金	69,164
未 収 入 金	372	未 払 費 用	287
前 払 費 用	1,059	未 払 消 費 税 等	10,417
		未 払 法 人 税 等	20,284
固 定 資 産	1,079,621	そ の 他	5,868
有 形 固 定 資 産	9,930		
建 物	7,545	固 定 負 債	239,048
車 輜 運 搬 具	1,207	長 期 借 入 金	231,053
工 具 器 具 備 品	1,177	長 期 未 払 金	7,995
投資その他の資産	1,069,691	負 債 合 計	12,807,011
関 係 会 社 株 式	1,008,039		
出 資 金	20	(純 資 産 の 部)	
敷 金 及 び 保 証 金	51,560	株 主 資 本	1,261,924
長 期 前 払 費 用	1,136	資 本 金	100,000
繰 延 税 金 資 産	8,916	資 本 剰 余 金	998,039
そ の 他	18	そ の 他 資 本 剰 余 金	998,039
		利 益 剰 余 金	163,885
		そ の 他 利 益 剰 余 金	163,885
		繰 越 利 益 剰 余 金	163,885
		新 株 予 約 権	5,110
		純 資 産 合 計	1,267,034
資 産 合 計	14,074,046	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,074,046

損 益 計 算 書

(自 2025年 6 月 1 日)
(至 2026年 5 月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
経 営 指 導 料	439,560	
金 融 収 益	347,699	787,259
売 上 原 価		248,569
売 上 総 利 益		538,690
販売費及び一般管理費		477,133
営 業 利 益		61,556
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	240	
そ の 他	31	271
営 業 外 費 用		
控 除 対 象 外 消 費 税	7,858	7,858
経 常 利 益		53,969
税 引 前 当 期 純 利 益		53,969
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21,960	
法 人 税 等 調 整 額	△3,951	18,009
当 期 純 利 益		35,960

株主資本等変動計算書

(自 2025年 6 月 1 日)
(至 2026年 5 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越 利益剰余金				
当期首残高	100,000	998,039	998,039	127,925	127,925	1,225,964	5,110	1,231,074
事業年度中の変動額								
当 期 純 利 益				35,960	35,960	35,960		35,960
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額）								
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	35,960	35,960	35,960	—	35,960
当期末残高	100,000	998,039	998,039	163,885	163,885	1,261,924	5,110	1,267,034

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
車両運搬具	6年

3. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取利息となります。経営指導料は、契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。受取利息については、利息計算期間の経過に応じて収益を認識しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 7,083千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	
短期貸付金	12,903,000千円
売掛金	29,431千円
3. 保証債務
以下の関係会社の不動産賃貸借契約及び割賦販売契約に対して債務保証を行っております。

グローバルトレード株式会社	170,473千円
エクシードG T株式会社	42,720千円
株式会社宝美堂	487,448千円
株式会社エイト	361,650千円
株式会社ティービーマネジメント	13,968千円
有限会社マルベニ	13,090千円
計	1,089,351千円
4. 貸出コミットメント契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	11,200,000千円
借入実行残高	11,200,000千円
計	0千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	787,259千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	4,659,200株
------	------------
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	20,000株
------	---------
3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	140,000株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2026年5月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,813千円
フリーレント賃料	98千円
資産除去債務	5,464千円
未払賞与	1,539千円
繰延税金資産小計	8,916千円
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	8,916千円
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	8,916千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	グローバル トレード 株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付 経営指導 債務被保証	資金の貸付 利息の受取（注） 1	— 90,817	短期 貸付金	3,410,000
				経営指導（注） 2	128,040	—	—
				債務被保証（注） 4	11,347,112	—	—
	エクシード G T 株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付 経営指導 債務被保証 不動産転貸 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取（注） 1	— 38,716	短期 貸付金	923,000
				経営指導（注） 2	155,760	—	—
				債務被保証（注） 4	11,313,832	—	—
				不動産転貸（注） 5	72,661	敷金 及び 保証金	51,530
	株式会社 宝 美 堂	所有 直接 100.0%	資金の貸付 経営指導 債務保証 債務被保証	資金の貸付 利息の受取（注） 1	— 128,907	短期 貸付金	4,725,000
				経営指導（注） 2	73,920	—	—
				債務保証（注） 3	275,406	—	—
				債務被保証（注） 4	11,200,000	—	—
	株式会社 エ イ ト	所有 直接 100.0%	資金の貸付 経営指導 債務保証 債務被保証	資金の貸付 利息の受取（注） 1	— 66,265	短期 貸付金	2,872,000
				経営指導（注） 2	67,320	—	—
				債務被保証（注） 4	11,200,000	—	—
	大阪屋質店 株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付 経営指導 債務被保証	資金の貸付 利息の受取（注） 1	— 22,991	短期 貸付金	973,000
				経営指導（注） 2	14,520	—	—
				債務被保証（注） 4	11,200,000	—	—
	株式会社 ティービー マネジメン ト	所有 直接 100.0%	不動産転貸	不動産転貸（注） 5	6,984	敷金 及び 保証金	1,455

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注）
1. 資金貸付の取引条件につきましては、市場実勢を勘案して合理的に決定しております。
 2. 経営指導料については、業務内容等を勘案して決定しております。
 3. 不動産賃貸借契約に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。取引金額は、年間賃借料を記載しております。
 4. 銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。取引金額は、期末残高を記載しております。
 5. 不動産転貸については、当社の賃借条件と同一の条件で転貸しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	272円01銭
1 株当たり当期純利益	7円75銭

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

その他の注記

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

連結財務諸表「その他の注記(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026 年 7 月 30 日

G T ホールディングス株式会社
取締役会 御中

東 光 有 限 責 任 監 査 法 人
東京都新宿区

指定有限責任社員 公認会計士 中川 治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 杉本 拓司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、G T ホールディングス株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G T ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026 年 7 月 30 日

G T ホールディングス株式会社
取締役会 御中

東 光 有 限 責 任 監 査 法 人
東京都新宿区

指定有限責任社員 公認会計士 中川 治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 杉本 拓司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、G T ホールディングス株式会社の 2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日までの第 6 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書

類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関して、事業報告に記載のとおり、外部弁護士による調査の結果、当社元取締役による不適切な経費支出及びハラスメント事案が判明しております。

上記事項を除き、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。ただし、事業報告に記載のとおり、当社元取締役による不適切な経費支出及びハラスメント事案を受け、監査等委員会は、今後も再発防止策の実施状況について監視及び検証を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人東光有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 8 月 5 日

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

GT ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	石橋 拓也	㊞
監査等委員	西村 由美子	㊞
監査等委員	久保 文子	㊞
監査等委員	外山 照久	㊞

(注) 監査等委員西村由美子及び久保文子並びに外山照久は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、2026年4月10日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market への上場を廃止したことに伴い、上場会社として必要であった定款規定を整理するため、公告方法の変更、株主名簿管理人及び株主総会資料の電子提供措置に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

現行定款	変更案
【公告の方法】 第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第5条～第8条（条文省略） 【株主名簿管理人の設置】 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第10条～第13条（条文省略） 【電子提供措置等】 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第15条～第37条（条文省略）	【公告の方法】 第4条 当社の公告方法は、<u>官報</u>に掲載して行う。 第5条～第8条（現行どおり） （削除） 第9条～第12条（現行どおり） （削除） 第13条～第35条（現行どおり）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員は任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	むた しげる 牟田 成 (1963年7月22日)	1988年4月 文部省（現 文部科学省）入省 2006年11月 東京ぶらんど(株)（現 グローバルトレード(株)） 代表取締役 2017年1月 (株)ティーワイアール 代表取締役（現任） 2020年10月 当社代表取締役CEO 2023年8月 当社代表取締役会長兼CEO（現任） 2024年3月 不動産再生ホールディングス(株) （現 (株)Vacation Tech）取締役（現任）	3,421,000株
【取締役候補者とした理由】 牟田成氏は、当社創業より当社の代表取締役に就任し、強いリーダーシップを発揮してグループ全体の経営を統括してきております。当社グループの企業価値向上を更に推し進めるにあたり、引き続き取締役候補者として適任と考えております。			
2	やの よしお 矢野 義雄 (1969年6月29日)	1994年3月 公認会計士手塚利彦事務所 入所 2001年1月 コムチュア(株) 入社 2020年4月 日本総業(株) 入社 2020年12月 当社 入社 2021年1月 当社 取締役CFO（現任）	10,000株
【取締役候補者とした理由】 矢野義雄氏は、2021年1月より当社取締役に就任し、経理、財務を始めとする様々な管理業務を通じて豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループの持続的な企業価値向上に寄与している実績を踏まえ、引き続き取締役候補者として適任と考えております。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者 牟田成氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。取締役候補者である牟田成氏及び矢野義雄氏の再任が承認された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、監査等委員である取締役石橋拓也氏が、本総会終結の時をもって辞任により退任する予定であることに伴い、監査等委員会の体制を維持するため、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ 横元 康二 (1986年1月9日)	2008年3月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2022年8月 横元康二公認会計士事務所設立（現任） 2024年5月 税理士法人 FYK パートナース設立（現任） 2024年6月 不動産再生ホールディングス㈱ (現 ㈱Vacation Tech) 監査役	一株
【監査等委員候補者とした理由及び期待される役割の概要】 横元康二氏は、公認会計士及び税理士として財務・会計・税務に関する高度な専門知識及び豊富な実務経験を有しております。これらの専門的知見を活かし、客観的かつ独立した立場から当社の経営執行に対する監督及び監査機能の強化に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。		

(注) 1. ※は新任の監査等委員候補者であります。

2. 横元康二氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 横元康二氏は社外取締役候補者であります。

4. 当社は、現行定款において、社外取締役との間で、会社法の定める範囲内で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。本議案が原案どおり承認され、横元康二氏が社外取締役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。社外取締役候補者である横元康二氏の就任が承認された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上